入 札 説 明 書

平成30年度国立水俣病総合研究センター 直流電源装置更新工事

[全省庁共通電子調達システム対応]

環 境 省 国立水俣病総合研究センター 本工事の入札等については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)、その他の関係法令及び入札心得に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 三宅 俊一

2. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 平成30年度国立水俣病総合研究センター直流電源装置更新工事
- (2) 仕様等 別添仕様書による
- (3) 工 期 契約締結日から平成31年1月29日まで
- (4)納入場所 8に示す場所とする
- (5) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

- ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。
- イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (6) 入札保証金 免除

但し、公共工事履行保証証券による保証(保証金額3/10以上、かし担保特約付)を付するものとする。

3. 競争参加資格

- (1)予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2)環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (3) 平成29・30年度環境省競争参加資格審査「電気設備工事」において、開札時までにB級 又はC級に格付され、九州地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 熊本県内に本社(店)、支社(店) その他の営業所が存在すること。
- (5) 会社更正法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 2に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (7) 平成18年度以降に下記の工事を同種もしくは類似工事の施工実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。

- ・同種工事:直流電源装置の新設又は更新工事の実績があること。
- ・類似工事:受変電設備(500kVA以上)の新設、改修又は更新工事の実績があること。
- (8) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ①1級電気工事施工管理技士、2級電気工事施工管理技士のいずれか又は同等の資格を有する者であること。
 - ②平成18年度以降に(7)に掲げる工事の経験を有するものであること。
 - ③監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして環境省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

4. 設計業務等の受託者等

(1) 3. (6) の「2. に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

該当なし

- (2) 3. (9) の「入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと」とは、次の①又は②に該当する者である。
 - ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
 - ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合 における当該建設業者

5. 競争参加資格の確認等

- (1)本競争の参加希望者は、3に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
 - 3 (3) を受けていない者も、次に従い申請書及び資料を提出することができる。

この場合において、3 (1) \sim (2) 及び(4) \sim (11) までに掲げる事項を満たしているときは、開札時において3(3) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において3(3) に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められ た者は、本競争に参加することができない。

① 提出期間:平成30年8月7日から平成30年8月17日 土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日8時30分~17時15分 (12時~13時は除く。) ただし最終日は、17時まで。

- ② 提出場所:8に同じ。
- ③ 提出方法:申請書及び資料の提出は、電子調達システムにより受付を行う。ただし、持参又は郵送の場合は、②の場所に提出。FAXによるものは受け付けない。なお、添付ファイルの総容量は1MB以下とし、これを超える場合は申請書及び資料の提出を書面で行うこと。この場合、提出書類の目録を記載したファイル(様式任意)を電子調達システムにより提出すること。この処理を行わなかった場合、書面により申請書及び資料の提出した場合であっても、電子調達システム上は提出したと見なさないので、必ず目録を記載したファイルを添付すること。
- (2) 申請書は、別紙様式1により作成すること。
- (3) 3 (8) の配置予定の技術者の施工実績の確認を行うに当たっては、効力を有する 政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開 放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業 者にあっては、我が国における工事の施工実績をもって行う。
- (4) 資料は、次に従い作成すること。

なお、①の工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の工事の経験については、平成18年4月1日以降に、工事が完成し、引き渡しが済んでいるものに限り記載すること。

- ① 施工実績
 - 3 (7) に掲げる資格があることを判断できる同種又は類似工事の施工実績を別紙様式2により作成すること。
- ② 配置予定の技術者
 - 3 (8) に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種 又は類似工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別紙様式3に記載すること。記載する工事の経験の件数は1件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出したものは、ただちに当該申請書の取り下げを行うこと。他の工事を落札したことにより、配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- ③ 契約書の写し
 - ①の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写しか、又は一般 財団法人日本建設情報センターの「工事実績情報システム (CORINS)」へ の登録情報の写しを提出すること。
- (5) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成30年8月20日(月)17時までにFAXにより回答する。
- (6) その他
 - ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
 - ② 支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に無断で使用しない。

- ③ 提出された申請書及び資料は返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先は8に同じ。
- 6. 競争参加資格が無いと認めた者に対する理由の説明
- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由、又は技術提案を適当と認めなかった理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- ①提出期限:平成30年8月24日(金)17時まで (土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日8時30分~17時15分受付(12時~13時は除く。)
- ②提出場所:8に同じ。
- ③提出方法:持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成30年8月27日(月)17時までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。
- 7. 入札に関する質問の受付
- (1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い書面(様式は任意)により提出すること。
 - ア. 提出期限 平成30年8月17日(金)17時まで (持参の場合は、12時から13時を除く)
 - イ. 提出場所 8の場所
 - ウ. 提出方法 持参又はFAXによって提出すること。

なお、会社名・担当者名・電話番号・FAX番号は必ず記載しておくこと。

- (2) (1) の質問に対する回答は、平成30年8月22日 (水) 17時までに、9 (1) の書類を提出した者に対してFAXにより行うものとする。
- 8. 契約条項を示す場所等

〒867-0008 熊本県水俣市浜4058-18

国立水俣病総合研究センター総務課経理係

電話 0966-63-3111 FAX 0966-61-1145

9. 入札参加書表明等の提出期限及び提出場所

入札への参加を希望する者は、下記のとおり8の場所にFAX又は郵送(配達の記録が残るものに限る。以下同じ。)で提出すること。(1)の書類の提出は任意とするが、(1)の書類を提出した者に対しては、質問7.(2)の回答をFAXにより行う。

(1)入札参加表明書

平成30年8月17日(金)17時まで

(2) 平成29・30年度環境省競争参加資格を証明する書

平成30年8月17日(金)17時まで

ただし、環境省競争参加資格の申請中である場合は、開札までとする。

- 10. 競争執行の日時、場所等
 - (1)入札・開札の日時及び場所

日時 平成30年8月28日(火)14時00分

場所 国立水俣病総合研究センター内会議室

(熊本県水俣市浜4058-18)

- (2)入札書の提出方法
 - ア.入札書は、(1)の日時までに電子調達システムにより提出するものとする。ただし、 書面により入札書を提出することを希望する場合は、平成30年8月17日(金)17 時までに、入札心得に定める様式2による書面を提出すること。
 - イ. 書面により入札書を提出する場合は、(1)の日時及び場所に、入札心得に定める様式1による入札書を持参すること。電話、FAX、郵送等による提出は認めない。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。
 - ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (3)入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

11. 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令 第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格を もって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 最低価格により落札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないお それがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱 すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価 格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者 とすることがある。

12. 工事費内訳書の提示

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の 提出を求める。
- (2) 工事費内訳書は別添「工事費内訳書(金抜)」に単価、金額を記入すること。(発注者 名、商号又は名称、代表者名、住所及び工事名を記載するとともに押印すること。)
- (3) 工事費内訳書は返却しない。
- (4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものでない。

13. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

14. 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が国立水俣病総合研究センター管内で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、3(8)に定める要件と同一の要件(3(8)②に掲げる工事経験を除く。)を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- ① 65点未満の工事成績評定を通知された企業
- ② 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。
- ③ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業
- ④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

15. 支払条件 前金払:40% 部分払:0回

但し、予算決算及び会計令第86条第1項に定める調査(いわゆる「低入札価格調査」)の対象となった場合には、契約書案第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第3項、第4項及び第5項もこれに準じて割合を変更する。

16. その他

(1)入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果を開札場において発表するとともに、環境省ホームページで公表するものとする。

- (2) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先
 - 全省庁共通電子調達システムホームページアドレス https://www.geps.go.jp/ただし、入札の締め切り時間が切迫している等、緊急を要する場合には、前記8の場所に連絡すること。
- (3) 支出官負担行為担当官が、相当の理由により、入札の妨害と認めた場合は、該当する参加者に対し、指名停止等の措置を講ずる場合がある。
- (4)全てのFAX送信については、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号) 第1条第1項に掲げる日を除くこと。
- (5) 本工事は、環境省工事成績評定の対象外である。

別記様式1平成年月日

支出負担行為担当官 国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所会 社 名代表者氏名

平成30年度国立水俣病総合研究センター直流電源装置更新工事に係る入札への参加を表明 します。

記

※平成29・30年度環境省競争参加資格の審査結果通知書の写しを 添付すること。

担当者)

所属部署:

氏名:

TEL / FAX :

E-mail:

工 事 費 内 訳 書(金抜)

工事	名 称	平成30年度国立水俣病総合研究センター直流電源装置更新工事
構	造	-
面	積	-
工事分	 金 額	

工事別内訳

No.	工事	別	金	額	%	備	考	
	直設工事費							
	共通仮設費							
	現場管理費							
	一般管理費等							
	小計							
	消費税							
	11424.03							
	<u></u>	<u> </u>						

工事費仕訳書

工事	名称	平成30年度国立水俣病総合研究センター直流電源装置更新工事	
構	造	_	
面	積	-	
直接	工事費		

工 事 別 内 訳

No.	工事別	金	額	%	備	考
No1	電気設備工事					
	合 計					

					内	訳	書			No1
No.	名	称	規	格	数量	単位	単 価	金額	備	考
	電気設備工事									
	直流電源装置				1	組			代価表	第1号表
	既設機器搬出費				1. 13	t			経済比較表	
	既設機器処分				1	式			代価表	第2号表
	機器搬入費				1.70	t			代価表	第2号表
	合	計								

	第1号	表		代	佂	[表				
	直流電源装置設置	置工事				1組当た	Ŋ				工事歩掛要覧改訂21版 P-445
No.	名	称	規	格	数 量	単位	単	価	金	額	備 考
	キュービクル式	150Ah									
	直流電源装置		TR-SNTR10030-A SNSX-150		1	基					経済比較表
	雑材料		材料価格×0.002		1	式					
	電工				4. 78	人					公共工事設計労務単価
	普通作業員				3. 63	人					公共工事設計労務単価
	その他		労*19%		1	式					
											1 組当り

	第 2 号	表		代	征	<u>f</u>	表				
	機器搬出・搬入費 1t当/				1t当たり	0		工事歩掛要覧改訂21	工事歩掛要覧改訂21版 P-620		
No.	名	称	規	格	数量	単位	単 価	金額	į 備	考	
	直流電源装置										
	とびエ				1. 33	人			公共工事設計労務	単価 24 元 45 亿	
	揚重機賃料		16t		0. 347	台			積算資料 (4)(2)(2)	建設物価	
	油圧ジャッキ損	料	20t		1. 736	台			積算資料		
	コロ材料		SGP100A×2m		8. 119×10 ⁻³	m			積算資料	建設物価	
	道板材料		松4m×3.6cm×15cm		0. 198×10 ⁻³	m³			積算資料	建設物価	
	運搬費		トラック普通用2t積 (油圧ジャッキ、コロ	、道板等)	0. 0175	台			第3号表		
	その他		労×20%		1	式					
										1 t 当 り	

	第 3 号	· 表		代	佰	Fi .	表		
	トラック運転				T.	1日当た	ŋ		工事歩掛要覧改訂21版 P-626
No.	名	称	規	格	数量	単位	単 価	金額	備 考
	トラック運転		2t積						
	運転手(一般)				1.00				公共工事設計労務単価 積算資料 建設物価
	燃料(軽油)				23. 2	Q			
	機械損料				1. 13	供用日			建設機械等損料表 P128
	その他		労燃*20%		1	式			
									1 日当り

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官 国立水俣病総合研究センター 総務課長 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

平成30年8月7日付けで公告のあった平成30年度国立水俣病総合研究センター直流電源 装置更新工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請する。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令165号)第70条の規定に該当する者でないこと 及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約する。

記

- 1). 入札説明書5. (4) ①に定める施工実績を記載した書面
- 2). 入札説明書5. (4) ②に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3). 入札説明書5. (4) ③に定める契約書の写しか、又一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS)」への登録情報の写しを提出すること。

同種又は類似工事の施工実績

会社名: 00000

平成18年4月1日以降に工事が完成し、引き渡しを行った直流電源装置の新設又は更 ・同種工事・・・・

新工事の実績があること。 平成18年4月1日以降に工事が完成し、引き渡しを行った、受変電設備(500kVA以上)の新設、改修又は更新工事の実績があること。 類似工事・・・・

		工/の利設、以修文は更利工事の美積がめること。
	工事名称	
エ	発注機関名	
事	施工場所	
名		
称	契約金額	
14)	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
等	受注形態等	単体で受注した場合は、単体と記載し、共同企業体で受注した場合は、共同企業体名とその構成員名を記載すること。さらに共同企業体の場合で、特定または経常の甲型の場合は出資比率(%)を、特定または経常の乙型の場合は分担施行金額(百万円)も記載すること。
	建物用途	
エ	構 造 ・ 階 数	
事	建物規模	
概	工事種目	
要		
COR	INS への登録	有(

- 注1) 必ず公告において明示した資格があることを確認できる内容を記載すること。
- 注2) CORINSへの登録について、いずれかに〇を付す。有に〇を付した場合は登録番号を記載すること。 無に〇を付した場合は契約書の写し及び図面等を添付すること。類似施設の場合は、当該部分が解る色 分けした図面及び面積表を添付すること。

主任(監理)技術者等の資格・工事経験

会社名: 〇〇〇〇

	置予定技術者の 事役職・氏名	主任(監理)技術者 〇〇 〇〇(フリガナを記載)
į	最終学歴	〇〇大学工学部〇〇学科 〇〇年卒業
法令	うによる資格・免許	1級電気工事施工管理技士、2級電気工事施工管理技士のいずれかの資格(取得年及び登録番号)
	工事名称	
ェ	発 注 機 関 名	
	施工場所	(都道府県・市町村名)
事	契約金額	
名	工期	平成 年 月 日~平成 年 月 日
	従 事 役 職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等
称等	工事内容	同種業務が確認できる内容を 記載のこと。
	CORINS への登録	有() ・ 無
申請	工事名称	
時に	発注機関名	
おけ	工期	
る他	従 事 役 職	
工事の従事	本工事と重複する 場合の対応措置	
状 況	CORINS への登録	有() ・ 無
優良	良技術者表彰の有無	有()・無

- 注1) 優良技術者表彰の有無について、平成25度から29年度までに技術者表彰を受賞した場合は、有に○を付し、 従事していた業務名を記載すること。受賞していない場合は無に○を付すこと。
- 注2) CORINSへの登録について、いずれかに○を付す。有に○を付した場合は登録番号を記載すること。無に ○を付した場合は契約書の写し及び図面等を添付すること。類似施設の場合は、当該部分が解る色分け した図面及び面積表を添付すること。
- 注3) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証の写し(表裏とも)、監理技術者講習終了証の写し(表のみ)を添付すること。ただし、平成16年2月29日以前に交付を受けたものについては監理技術者講習終了証の写しを除くものとする。 また、監理技術者資格者証により直接的かつ恒常的な雇用関係が明確に判断出来ない場合には、健康保険被保険者証等の写しを添付すること。
- 注4) 主任技術者の場合は、資格・免許等確認できる書類の写しを添付すること。

環境省入札心得(最低価格落札方式)

1. 趣旨

環境省の所掌する契約(工事に係るものを除く。)に係る一般競争又は指名競争(以下「競争」という。)を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1)入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料 を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3)入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格 (全省庁統一資格) を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、 全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式3による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書及び入札内訳書の提出

- (1) 入札書等を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項 に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨 を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、 誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
- (2) 書面による入札書等は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はそ

の名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官 国立水俣病総合研究センター総務課長殿と記載)及び「平成30年8月28日開札[平成30年度国立水俣病総合研究センター直流電源装置更新工事]の入札書在中」とと朱書きして、入札日時までに提出すること。また、競争参加資格を証明する書類を開札日時までに提出すること。

(3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

7. 代理人等(代理人又は復代理人)による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式4による 委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札す る場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

8. 代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。)を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人等を兼ね又は2者以上の代理をした者の入 札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- Ⅲ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ② その他入札に関する条件に違反した入札

10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

11. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は 代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行う ことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札 時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3)入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに 応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合 のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、 直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理 人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれ に代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印(外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。) し、落札決定の日から10日以内(期終了の日が行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。) に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。)。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
- (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している とき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
- 3. 再受任者等(再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。) が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、 発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入 札 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所会 社名 代表者氏名

印

(復) 代理人

印

注)代理人又は復代理人が入札書を持参して入札 する場合に、(復)代理人の記名押印が必要。 このとき、代表印は不要(委任状には必要)。

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名:平成30年度国立水俣病総合研究センター直流電源装置更新工事
- 2 入札金額:金額 円
- 3 契約条件:契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項:暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官 国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住所会社名代表者氏名

印

電子入札案件の電子入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加をいたします。

記

入札件名:平成30年度国立水俣病総合研究センター直流電源装置更新工事

平成 年 月 日

支出負担行為担当官 国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所会 社 名代表者氏名

印

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名:平成30年度国立水俣病総合研究センター直流電源装置更新工事
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由 (記入例)電子調達システムで参加する手続が完了していないため

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住所(委任者)会社名代表者氏名

印

代理人住所 (受任者) 所属(役職名) 氏 名

囙

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 平成30年度国立水俣病総合研究センター直流電源装置更新工事の入札に関する 一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

代理人住所(委任者)所属(役職名)

氏 名

印

復代理人住所 (受任者) 所属(役職名)

氏 名

印

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

平成30年度国立水俣病総合研究センター直流電源装置更新工事の入札に関する 一切の件

入札辞退届

平成 年 月 日

支出負担行為担当官 国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住所会社名代表者氏名

平成30年度国立水俣病総合研究センター直流電源装置更新工事に係る入札を辞退します。

担当者連絡先

部署名 : 担当者名 : TEL : FAX : E-mail : 収入印紙

工事請負契約書

1 工 事 名 平成30年度国立水俣病総合研究センター直流電源装置更新工事

2 工事場所 熊本県水俣市浜4058-18

3 工期平成年月日から平成年月日まで

4 請負代金額 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

5 契約保証金 免除

但し、公共工事履行保証証券による保証(保証金額3/10以上、かし担保特約付)を付するものとする。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、 別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するもの とする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を 保有する。

平成 年 月 日

発 注 者 住 所 熊本県水俣市浜4058-18

氏 名 支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター

総務課長 三宅 俊一 印

受 注 者 住 所

氏 名 印

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に 引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、 受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなけ ればならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の 工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき調整を 行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の 行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するもの とする。
- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(瑕疵担保特約を付したものに限る。)を付さなければならない。
- 2 前項の保証に係る保証の額は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。
- 3 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の3に 達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の 減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物、工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を 請求することができる。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

- 第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。
 - 一 健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号) 第 48 条の規定による届出
 - 二 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出
 - 三 雇用保険法 (昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当 該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
 - 一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる

届出をし、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)を 受注者が発注者に提出した場合

- 二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日(発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間)以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
- 3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各 号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同 号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定め る期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業 者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額
- 二 社会保険等未加入建設業者が前項第二号に掲げる下請負人である場合において、同 号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号口に定める期間内 に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締 結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

- 第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は 協議
 - 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成 した詳細図等の承諾
 - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験 若しくは検査(確認を含む。)

- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれ ぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の 一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければな らない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に 定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職 員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

- 第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定める ところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これら の者を変更したときも同様とする。
 - 一 現場代理人
 - 二 主任技術者 監理技術者
 - 三 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行う ほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請 求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並 びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使す ることができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に 報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務(主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要

な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督職員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決 定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定 し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

- 第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその 品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質(営繕工事にあっては、均衡を得 た品質)を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。) を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを 使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の 負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について 見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、 又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事に ついては、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しな

ければならない。

- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、 当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、 発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、 必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若 しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若 しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の 使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の 品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負 代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければなら ない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって 不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその 返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に 復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、 又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わっ て当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場 合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し 出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担 しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者 の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反 した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査す ることができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由 を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的 又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
 - 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 一 第1項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要がある もの発注者が行う。
 - 二 第1項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を 伴うもの発注者が行う。
 - 三 第1項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を 伴わないもの発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要 があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼ したときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

- 第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地 すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」と いう。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を 生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められ るときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部 の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

- 第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他 受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができな いときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することが できる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められると きは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰 すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、 又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

- 第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更 し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

- 第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開

始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

- 第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、 協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知 する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合 に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本 国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認め たときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請 負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下 この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算 出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額 のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じ なければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を 生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定による ほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受

注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を 行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、 協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に 対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償 しなければならない。ただし、その損害(第50条第1項の規定により付された保険等 によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰 すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、 地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその 損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善 良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合において は、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、 当該基準を超えるものに限る。)発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができな いもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は 工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、 その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、 当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機 械器具であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規 定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができる ものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項に おいて「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しな ければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、 算定する。
 - 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはそ の評価額を差し引いた額とする。
 - 二 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、 残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 三 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当 該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事 目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機 能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものにつ いては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可 抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害 の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付 けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請 負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適 用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部

に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、 発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整 わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知 しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を 負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者 は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、 前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会 いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、 当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検 査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物 を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を 受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5 項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

- 第32条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求する ことができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に 請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、 その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項 において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、 その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日 数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受 注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

- 第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に 前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額 の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の 支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第37条又は38条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払い額の中からその超過額を控除することができる。
- 5 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合に おいて、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、 その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額 であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分 の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額 につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応 じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第35条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第 36 条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入

第37条、第38条全文削除

費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から平成31年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

(部分払)

- 第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料 [及び製造工場等にある工場製品] (第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中〇回を超えることができない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部 分又は工事現場に搬入済みの工事材料 [若しくは製造工場等にある工場製品] の確認を 発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。 この場合においては、発注者は、当該請求を受けた目から14目以内に部分払金を支払 おなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第3項前段の通知をした日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 部分払金の額≦第1項の請負代金相当額×(9/10−前払金額/請負代金額)
- 7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、 当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同

第39条、第40条全文削除

条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分 引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に 相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項 の規定により準用される第31条第2項の検査の結果の通知をした目から14目以内に協 議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額=指定部分に相応する請負代金の額×(1-前払金額 /請負代金額)

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第39条 国庫債務負担行為(以下「国債」という。) に係る契約において、各会計年度 における請負代金の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。) は、次のとおりと する。

		 円
	年度	円
	<u> </u>	円
2	支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、	次のとおりである。
	年度	 円
	年度	
	年度	

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の 出来高予定額を変更することができる。

(国債に係る契約の前金払[及び中間前金払]の特則)

- 第40条 国債に係る契約の前金払 [及び中間前払金] については、第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同条及び第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第37条第1項の請負代金相当額(以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。)が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金[及び中間前払金]の支払いを請求することはできない。
- 2 前項の場合において契約会計年度について前払金 [及び中間前払金] を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第34条第1項[及び第3項]の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金 [及び中間前払金] の支払いを請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金[及び中間前払金]を含

第41条全文削除

めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第3 4条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前 払金相当分 [及び中間前払金相当分] (円以内) を含めて前払金 [及び中間前払 金] の支払いを請求することができる。

- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金[及び中間前払金]の支払いを請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金[及び中間前払金]の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第35条第3項の規定を準用する。

(国債に係る契約の部分払の特則)

- 第41条 国債に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度 までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超 過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただ し、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期 以前に部分払の支払いを請求することはできない。なお、中間前払金制度を選択した場 合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。
- 2 この契約において、前払金 [及び中間前払金] の支払いを受けている場合の部分払金 の額については、第37条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定す る。
- (a) 部分払金の額≦請負代金相当額×9/10-(前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額) {請負代金相当額-(前会計年度までの出来高来高予定額+出来高超過額)}×当該会計年度前払金額/当該会計年度の出来高予定額
- (b) 部分払金の額≦請負代金相当額×9/10-前会計年度までの支払金額- (請負代金相当額-前会計年度までの出来高予定額)×(当該会計年度前払金額)/当該会計年度の出来高予定額
- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

 年度	田
 年度	
年度	П

(第三者による代理受領)

- 第42条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者 を代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされていると

きは、当該第三者に対して第32条(第38条において準用する場合を含む。)又は第37条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

- 第43条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条 の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(瑕疵担保)

- 第44条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。
- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項(第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。
- 3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定 にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償 の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたとき は、この限りでない。
- 4 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の 指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の 不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第45条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第45条の2(A) 受注者(共同企業体にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額(この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令 (これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」 という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、 受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合 における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)に おいて、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為 の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法 (明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95 条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(発注者の解除権)

第 46 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除す

ることができる。

- 一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- 二 その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。
- 三 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を 達することができないと認められるとき。
- 五 第48条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 六 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この 号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には その役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表 者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に 関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この 号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - ロ 暴力団 (暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められると き。
 - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与してい ると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認 められるとき。
 - へ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料 の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。) に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

- 第46条の2次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負代金額の10分の3に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注 者の債務について履行不能となった場合

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
 - 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律 第75号)の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年 年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(発注者の任意解除権)

- 第47条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第46条の規定によるほか、必要がある ときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

- 第48条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - 一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - 二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5 (工期の10分の5 が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - 三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったと き。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、 その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

- 第49条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合を含む。)の規定による前払金[又は中間前払金]があったときは、当該前払金の額[及び中間前払金の額] (第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金[及び中間前払金]の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する

請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額 [及び中間前払金額] になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条又は第46条の2第2項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により減失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を 発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は 過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は 返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、 又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わっ て当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場 合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し 出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担 しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46条又は第46条の2第2項の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(火災保険等)

- 第50条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付した ときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(賠償金等の徴収)

- 第51条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間 内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過し た日から請負代金額支払いの日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額 と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

- 第52条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による熊本県建設工事紛争審査会(以下次条において「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しく は監理技術者又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請 負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する 紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わず に同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前 項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第53条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第54条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている請求、 通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りに おいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用 いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならず、 その具体的な取扱いは設計図書に定めるものとする。

(補則)

第55条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

「別添〕

[裏面参照の上建設工事紛争審査会の仲裁に付することに合意する場合に使用する。]

仲 裁 合 意 書

工 事 名 平成30年度国立水俣病総合研究センター直流電源装置更新工事

工事場所 熊本県水俣市浜4058-18

平成30年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、 発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、そ の仲裁判断に服する。

管轄審查会名 熊本県建設工事紛争審查会

管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法 第25条の9第1項又は第2項に定める建設工事紛 争審査会を管轄審査会とする。

平成 年 月 日

印

発 注 者 住 所 熊本県水俣市浜4058-18

氏 名 支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター

総務課長 三宅 俊一

受 注 者 住 所

氏 名 印

仲裁合意書について

(1) 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、た とえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

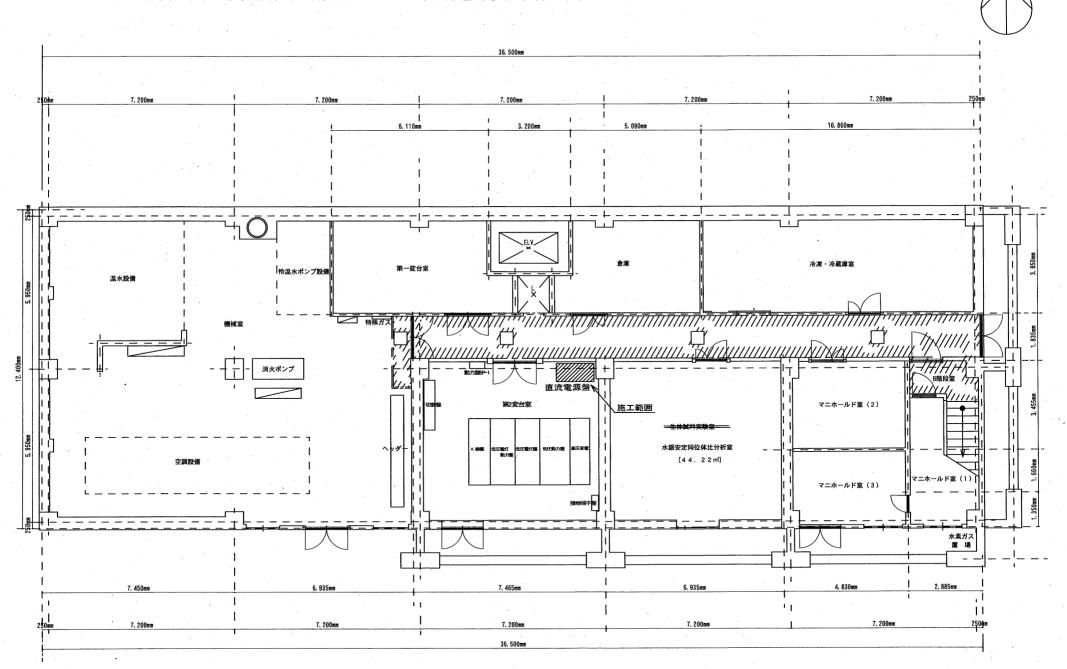
(2) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)は、建設工事の請負契約に関する 紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっ せん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会(以下 「中央審査会」という。)は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会(以下「都 道府県審査会」という。)は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、 原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、 都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当 事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、3人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも1人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁 法の規定が適用される。

平成30年度 国立水俣病総合研究センター 直流電源装置更新工事 仕様書



電源装置一般仕様

装 置 形 式	TR-SNTR10030-A	又は、同等品相当
装 置 形 式		
蓄電池形式	SNSX-150 又は、同等品	諸相当 セル数 54

1 適用規格

この仕様書に記載のない事項は下記の規格などに準拠するものとする。

日本工業規格(JIS)

電気規格調査会標準規格(JEC)

日本電機工業会規格(JEM)

電池工業会規格(SBA)

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成28年版)

消防法適合品

図面一覧表

賏	SH. No.	図面名称	項目	SH. No.	図 面 名 称
	A 1 1	一般仕様			
	A 2 1	性能仕様			
	A 3 1	配線仕様			
	A 4 1	外観構造仕様			
	A 5 1	警報回路仕様			
±	-			* .	
策			_		
5	-		回路		
			路図		
			IXI		
¥	B 1 1	単線結線図			
吉図					
24					
	C11	外形図	.		
	C 2 1	盤面銘板一覧表			
ተ					
€					
Z					

2 使用環境 装置は下記の環境で使用されるものとする。

DO 12-70 70					 	
周	囲	温	度	-10~ 40℃		
相	対	湿	度	25~85%(但し結露しない事)		
高			度	標高1000m以下		
設	置	場	所	有害ガス・塩分・ほこりの少ない室内		
耐			震	設計震度 水平: 1.0,鉛直:0.5		

3 温度上昇(温度計法、周囲温度40℃を基準とする。)

1	耐熱クラスB 70K以下
主変圧器	耐熱クラスF 90K以下
リアクトル	耐熱クラスH 115 K以下
サイリスタ	65K以下
シリコン整流素子	90K以下
シリコンドロッパ	110 K以下
パワートランジスタ	90 K以下

4 絶

10 m	交流回路-アース間	50/60Hz	AC1500V	1 分間
絶縁耐力	直流回路-アース間	50/60Hz	AC1500V	1 分間
	交流回路-直流回路間	50/60Hz	A C 1 5 0 0 V	1 分間
絶 縁 抵 抗	5MΩ以上 (DC500Vメ	ガーによる)		
		V		

注1 電子回路(半導体プリント板回路)は除く。

5 予備品

付 尾 品

1, NH DD					
現用X100%	基礎ボルト	M16金属拡張アンカー			
	補修塗料	1/12リットル			
	吊金具	1式			
		* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *			
		現用 X 1 0 0 % 基礎ポルト 補修塗料			

電気的性能

性能仕様

機器の電気的性能は下記の通りとする。

1 交流電源

	項目	仕 様	備考
	相数	3 P h 3 W	
交	電 圧	2 1 0 V ± 1 0 %	
流入	周波数	60Hz± 5%	
7	定格入力容量	6. 3 k V A	
	最大入力容量	7.6kVA	

2 整流器

ш			
項目		仕 様	備考
冷却方式		自冷	
定格		100%連続	
整流方式		三相全波整流	
制御方式		サイリスタ自動定電圧制御	
浮動充電電圧		120.4V(定格電圧)	出力電圧調整範囲 ±3%以上
			(入力電圧定格、出力無負荷時)
* :			
	浮動	±1.5%以内	入力電圧定格±10%
出力電圧精度			出力電流 0-100%
(注)	(注)無	負荷状態で入力電圧を定格値±10	%変動させた時出力電圧±1.0%以内とする。
		3 0 A	
定格電流			
最大垂下電流	定	格電流の120%以下	
効 率		8 2 %以上	定格入出力時
力 率		70%以上	定格入出力時
	冷却方式 定流方式 制御充電 別動充電 出力(官 上) 定格電 最大垂下電流 动本	冷却方式 定格整流方式 制御方式 浮動充電電圧 出力電圧精度 (注) 定格電流 最大垂下電流 効 率	冷却方式 自 冷 定格 100%連続 整流方式 三相全波整流 制御方式 サイリスタ自動定電圧制御 浮動充電電圧 120.4 V (定格電圧) 出力電圧精度 (注) (注)無負荷状態で入力電圧を定格値±1030A 定格電流 定格電流の120%以下 効率 82%以上

3 負荷電圧補償装置

υp	19 电从册 溴衣色		
	項目	仕 様	備考
	方 式	シリコンドロッパ	
ス出ナ特性	入力電圧	DC120.4V max	定格出力電圧まで補償
ナヤ	負荷電圧	DC 90V- 110V	設定 L: 95V H: 110V
113	負荷電流	DC 1A- 10A	
ŀ	構成	約 8 V 2 段	

4 DC-DCコンバータ

0	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
	項目	仕 様	備考
	方 式	トランジスタコンバータ	
잛	入力電圧	DC120.4V max	電圧変動範囲 90-120.4V
入出力特性	出力電圧	DC 24V	定電圧精度 ±5%以内
性	定格電流	DC 1A	

配線仕様

ユニット内、コネクタ部、電子回路、弱電流回路を除き下記に基づき配線すること。なお、既設直流電源装置の一次側ケーブルは再利用する。

1 盤内配線方式

(1) 配線方式

ダクト配線方式及び東配線方式とする。電線の並列使用が困難な容量や渡りバー等の場合は銅バー配線とする。

(2) 配線の固定部の構造

裏面配線の固定部においては、金属部分が配線を直接押え込まない構造とする。

(3) 配線の可動部の構造

扉等の可動部の渡り線は可とう性の東配線とし、その外周には可撓性の被覆を施すこと。

- (4) 配線の端子接続方法
 - ・配線の端子部には原則として裸圧着端子を使用すること。
 - ・圧着端子は原則として丸穴を使用すること。
 - ・盤内配線と外部の接続は原則として、端子番号を記入した端子台又はコネクタで行うこと。
- (5) 配線の分岐

盤内配線の分岐は原則として端子部(器具付属の端子を含む)で行うこと。 分岐の端子数は原則として1カ所で3本以下とする。

2 導帯

- (1) 通常の導帯(電線・ブスバー等) は銅を使用すること。
- (2) 編パーは(アースパー除く)ニッケルメッキ(または/ンダメッキ)を施すこと。

3 使用電線及び電線サイズ

使用电線及び电線サイス							
回路の種類	主回路	制御回路	VT·CT2次回路	接地回路	電子回路	消防法回路	備考
電線の種類 線径(sq)	5.5以上	1.25以上	2以上	2以上	0.3以上	2以上	
耐燃性絶縁電線(WL1)	Ö						黒
ビニル絶縁電線(IV/KIV)			0	0	0		
耐熱カプロン電線(THIV)						0	灰
キャブタイヤケーブル(2 P N C T)	0	0					黒
架橋ポリエチレン電線(KQE)							多芯ケーブル含む
シールド線(MVVS)					0		灰
2種ビニル絶縁電線 (HIV/HKIV)							
耐燃性ノンハロゲン絶縁電線							黒
耐燃性ポリエチレン絶縁電線(EM-IE/EM-KIE)							
耐熱機器配線用ビニル電線(UL1007)			1		0		

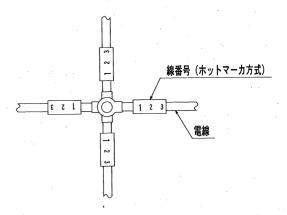
4 配線色及び端末色別

癿秋己及い	初からか					
回路	相	主回路電線色	端末色	制御回路電線色	端末色	備考
15-4-	第1相(R. U. A)	黒	赤	黄		消防法回路の電線色は
三相交流	第2相 (S. V. B)	黒	白	黄		所の法国語の電泳とは 灰色とする。
(3 Ph 3 W)	第3相 (T. W. C)	黒	青	黄		INDL 7.00
	第1相 (R. U. A)	黒	赤	黄黄黄黄黄黄		
三相交流	第2相 (S. V. B)	黒	黒	黄		
(3 Ph 4 W)	第3相 (T. W. C)	黒	青	黄		
	中性相 (N. O)	黒	白	黄		
単相交流	第1相 (R. U. A)	黒	赤	黄		- 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
(1 Ph 2 W)	第2相 (S. V. B)	黒	白	黄		
*** 15.4.4	第1相 (R. U. A)	黒	赤	黄黄黄黄		
単相交流	第2相 (S. V. B)	黒	黒	黄		
(1 Ph 3 W)	中性相 (N. O)	黒	白	黄		
4 4	正 極 (P. +)	黒	赤	黄		
直流	負 極 (N. −)	黒	青	黄黄		
接地	回路	緑	緑	緑		
	信号無電圧回路	-		黄		
VT·C				黄		

端末処理

用途	端末色別(絶縁キャップ)	線 番 号
主回路	全部	外部接続端子部のみ
制御回路	なし	外部接続端子部のみ

(線番号の捺印方向)



1 構浩材料

外観構造仕様

箱体は堅ろうな鋼板製とし、収納部品の質量及び作動による衝撃に十分耐える構造とすること。

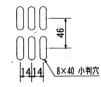
2 鋼板厚及び換気・点検面

	構造	板厚(mm)	固定方法	換気面	点検面	備考	
前面	扉	2. 3	ヒンジ				
背面	カバー	1.6	セムスビス				
左側面	カバー	1.6	セムスビス	:			
右側面	カバー	1.6	セムスビス				
天井	カバー	1.6	セムスビス	0			
底板	1 -	2.3					

注 固定方法にセムス、トラスビス使用時はどス頭がカバーから数mm、ローレットビス使用時は約20mm突出することについては可とする。

機器には盤内温度上昇を抑えるため、換気口を設けること。

(1)換気口の形状 右図の通り。



(2)換気・点検スペース

機器の換気・点検は上表の通りで行うものとして、設計すること。機器は下部吸気、上部排気で換気を行う構造とする。 換気面スペース、点検スペースを確保すること。

前面操作面

1200mm以上

・換気面

200mm以上

・扉付点検面

扉幅+200mm以上

・天井面

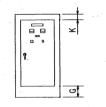
4 5 0 mm以上

・カバー点検面 600mm以上

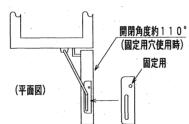
3 扉の構造

扉の開き方式	片開き式	観音開き式
扉の固定方法	ロッド+レバー式	ロッド式
扉のハンドル	A-140-1 (十一付、NO. 0200)	
扉のストッパー	下図通り	
扉のすかし	下図通り	

扉のすかし



扉のストッパー(扉下部)



K = 5 mm, G = 15 mm

上図は左/ンドルの場合を示す。右/ンドルの場合はハンドル及びストッパーは上図と左右逆に取り付く。

4 途 装

	the state of the s		
	塗装色(マンセル記号)	塗 料	備考
配電盤 箱外面	7.5BG6/1.5 半つや	メラミン焼付	
配電盤 箱内面	7.5BG6/1.5	メラミン焼付	
ベース	7.5BG6/1.5	メラミン焼付	·
計器枠・器具取付台	N1.5		
盤面操作とって	N1. 5		

注1. 内部パル、部品取付鉄板の塗装色は箱内面色とする。なおユニットはメーカー標準色で可とする。

5 銘 板

機器には下記の銘板を取り付けること。

	材 質	地色	文字色	備考
名称銘板	アクリル	乳白	黒	丸ゴシック体
定格銘板	フィルム	乳白	黒	扉裏面取付
用途銘板	アクリル	乳白	黒	扉表面取付
受注者銘板	アクリル	乳白	黒	扉裏面取付(整流器盤に取付)

注1. 操作・監視する部品に用途銘板を取り付けること。

注2. 部品表示銘板等にはフィルム貼付式を使用のこと。

6 その他

・配線口の処理

配線口には分割鉄板(2.3mm)製のふたを設けること。

・盤の接地端子

盤には外部端子のある面に接地端子を設けること。

M 8 ボルト付(ボルト頭に緑色塗装),接地端子配線サイズは14 s q以下

・図面ケース

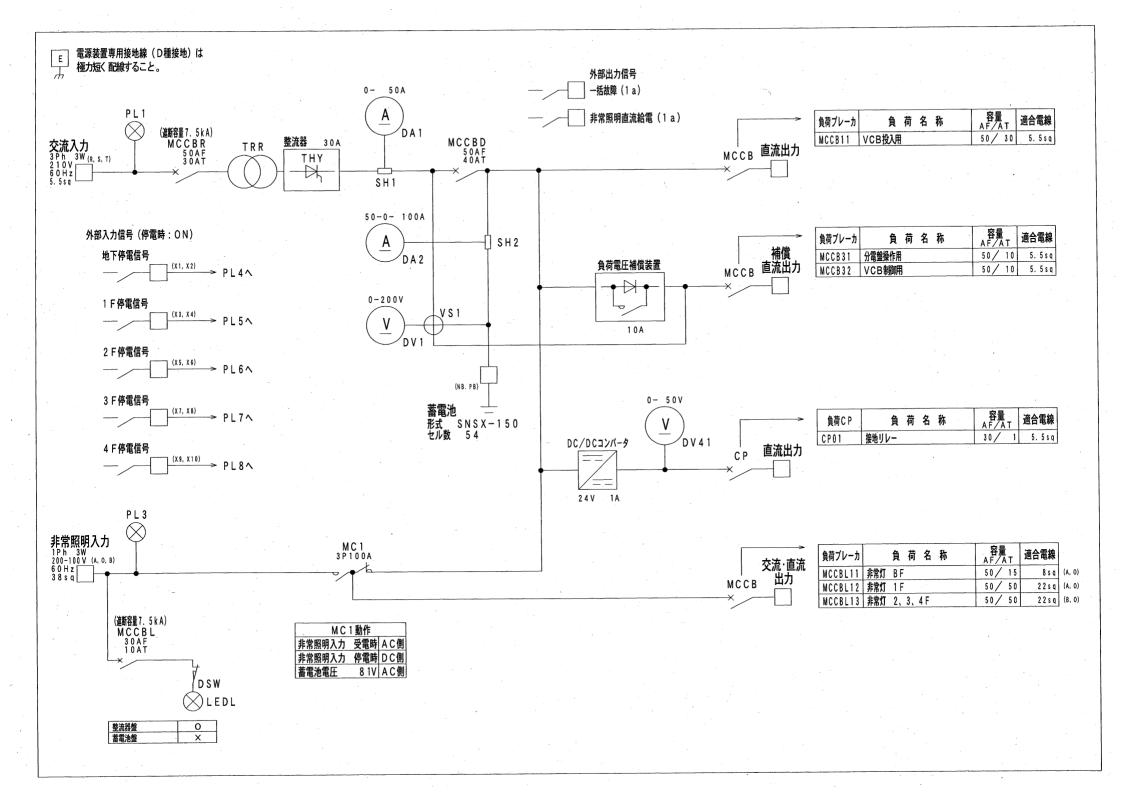
扉裏面に図面ケース(A4サイズ)を設けること。

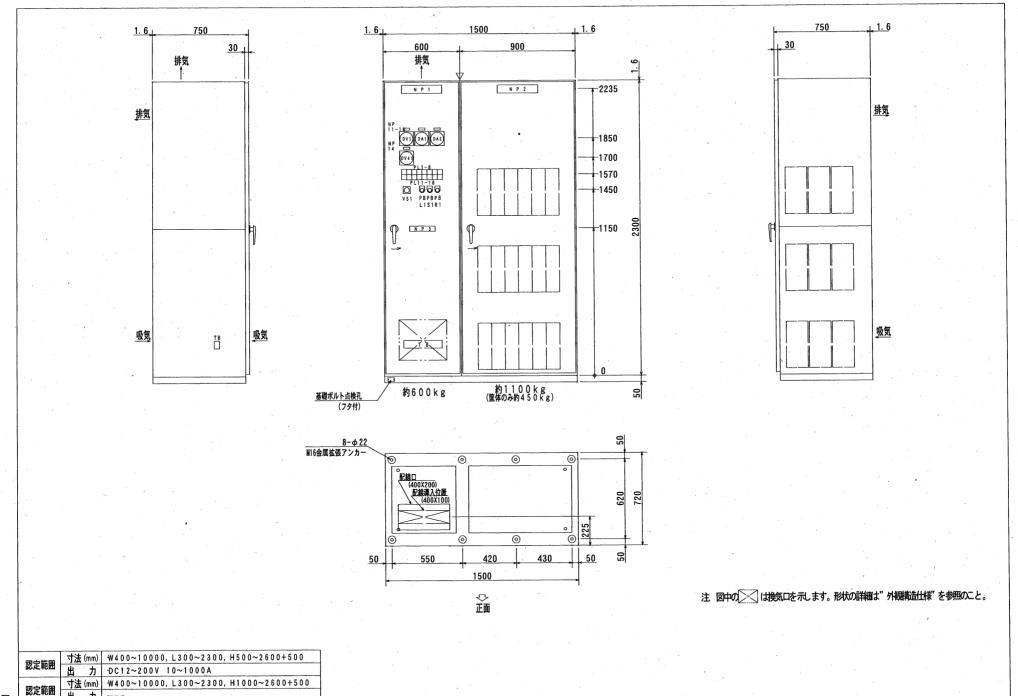
	自		自己保持 外部出力信号		力信号	盤面表示灯	保 護	連 動	警報	設定		
警報項目		表示	外部 信号	一括 1 a			個別	充電電圧 低減 _(注1)		設定値	遅延時間 (秒)	警報動作条件
整流器故障	LED1	0	0	0			PL11					整流器ヒューズ断、負荷電圧補償装置・MC用制御基板の異常
MCCBトリップ	LED2	0	0	0			P L 1 2					MCCB (R, D, 負荷) がトリップ、CP01のトリップ
蓄電池電圧低下	LED3	0	0	0			PL13			9 0 V	5	蓄電池電圧が低下
蓄電池温度上昇	LED4	0	0	0			PL14	- O				蓄電池温度が50℃に上昇(遅延2秒)
整流器過電圧	LED5	0	0	0			PL15			1 3 0 V	8	整流器出力電圧が異常に上昇 (定格電圧+8%)
負荷高電圧	LED6	0	0	0			PL16			1 1 5 V	5	補償負荷電圧が異常に上昇(定格電圧+15%)
負荷低電圧	LED7	0	0	0			PL17			9 0 V	5	補償負荷電圧が異常に低下(定格電圧-10%)
DCコンバータ故障	LED8	0	0	0			PL18					コンバータ出力電圧が異常
予備	LED9									;		
予備	LED10		,									
警報回路異常・制御電源断	表示・ブザー 鳴動なし			0								警報回路異常・制御電源断

備考・故障発生時ブザーを鳴動させる。ブザーは3分後に自動停止させるものとする。

- ・ブザー警報盤内には、ブザー入・切スイッチを設けること。
- ・ブザー警報には停止ボタンを設けること。
- ・盤内LED(赤色)にて故障項目が表示できる様にすること。
- ・自己保持項目の警報解除は、故障原因除去の後、表示復帰ボタンにより解除できる様にすること。
- ・ ランプテスト ボタンにより盤面ランプ・盤内LEDの点灯記録が行える様にすること。
- ・ 外部警報接点の容量は、DC30V 1A, AC125V 1A(抵抗負荷)とする。

注1 蓄電池温度上昇警報と同時に充電電圧を2.15V/セルに低減させる様にすること。





N P番号	部品	記入文字	寸 法 (mm)	固定方法	備考
NP1	名称NP	整流器盤	3 1 5 x 6 3 x 5	ナイロンリベット止め	
NP2	名称NP	蓄電池盤	3 1 5 x 6 3 x 5	ナイロンリベット止め	
NP3		蓄電池設備	200x40x0.1	貼付	
N P 1 1	DV1	直流電圧	50 x 1 6 x 2	ナイロンリベット止め	
NP12	DA1	整流器出力電流	50 x 1 6 x 2	ナイロンリベット止め	
N P 1 3	DA2	蓄電池電流	50x16x2	ナイロンリベット止め	
N P 1 4	DV41	DC/DCコンバータ出力電圧	50 x 1 6 x 2	ナイロンリベット止め	
				-	
-					
			-		

整流器盤 (表示灯サイズ40mm角)

PL1 (白) PL2 (白) PL3 (白) PL4 (橙) PL5 (橙) PL6 (橙) PL7 (橙) PL8 (橙)

交流受電	浮動充電	非常照明入力 受電	地下停電	1 F停電	2 F停電	3 F停電	4 F 停電
整流器故障	MCCB トリップ	蓄電池 電圧低下	蓄電池 温度上昇	整流器過電圧	負 荷高電圧	負 荷 低電圧	D C コンバータ 故障

PL11(赤) PL12(赤) PL13(赤) PL14(赤) PL15(赤) PL16(赤) PL17(赤) PL18(赤)



ランプテスト





PBL1

PBS1

PBR1